

2024年（令和6年）4月5日

障がい福祉サービス事業所等管理者 様
障がい児通所支援事業所管理者 様

福山市保健福祉局福祉部
障がい福祉課福祉サービス担当課長

介護給付費等算定に係る体制等届及び変更届の提出について（通知）

見出しのことについて、各届出の取扱いを次のとおりとします。
については、各事業所で必要となる届出書を期限までに提出してください。

1 介護給付費等算定の届出

(1) 2024年（令和6年）4月1日を適用日として算定する介護給付費

提出期限：2024年（令和6年）4月15日（月） **17日（水）** 必着

対象事業所：全ての事業所

提出書類：①基本報酬・加算の区分を変更する場合、新たに加算を算定する場合、加算を算定しなくなる場合

- ア 介護給付費又は障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費又は障害児通所給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ウ 記載する各加算で必要となる様式及び添付書類（別添参照）
- エ 別紙30「月別利用者状況表（2023年度分）」※1のみ

②加算算定区分に変更がない場合 ※2

- ア 介護給付費又は障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費又は障害児通所給付費等の算定に係る体制等状況一覧表
- ウ 別紙30「月別利用者状況表（2023年度分）」※1のみ

- ※1 療養介護，生活介護，短期入所，施設入所，自立訓練，宿泊型自立訓練，就労移行支援，就労継続支援（A型・B型），就労定着支援，共同生活援助
- ※2 加算算定区分に変更がない場合は、各加算で必要となる様式及び添付書類の提出は不要ですが、算定要件を満たしているかを十分にご確認ください。

(2) 留意事項

- ・令和6年度報酬改定に伴い、新たな加算の追加や既存の加算における算定要件の変更が行われました。届出に当たっては、厚生労働省からの通知やQ&Aを十分にご確認いただいたうえで、提出をお願いします。
 - ・4月のサービス提供分の請求期間まで日程に限りがあるため、提出された内容にて請求ができるよう登録を行います。
 - 後日、算定要件を満たさないと判明した場合は、過誤調整等が必要となりますので、ご注意ください。
- ・2024年度（令和6年度）福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る届出については、2024年（令和6年）4月15日（月）必着が提出期限となります。
- ・2024年（令和6年）5月1日以降に算定する加算等の届出について、提出期限は通常どおり加算算定開始月の前月15日までとなります。2024年（令和6年）5月1日を適用日とする加算等については、2024年（令和6年）4月15日（月）までに体制等の届出書等の提出が必要です。

- ・就労継続支援A型事業所については、就労継続支援A型サービス費を算定するに当たり算出する評価点を、4月中にインターネットの利用その他の方法により公表する必要があります。本市ホームページにおいても、当該評価点を公表します。

2 変更の届出

運営規程などの届出事項が変更となった事業所については、変更後10日以内に「指定障害福祉サービス事業所変更届出書」に必要書類を添付の上、提出してください。変更内容が確定している場合は、期限よりも前に提出していただいても構いません。

なお、変更年月日が2024年（令和6年）4月1日以降の変更届は、付表の「前年度の平均利用者数」は2023年度（令和5年度）の平均利用者数となりますので、御注意ください。

3 提出方法

郵送又は障がい福祉課へ持参

※原則は郵送でお願いします。

※持参の場合は、障がい福祉課窓口の届出提出ボックスを御利用ください。

4 その他

- ・各届出書の様式については、本市のホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogai/fukushi/325384.html>

- ・例年、届出書に不備・不足が多発しています。届出書に不備・不足がございましたら、受理出来ない場合がありますので、提出前に内容をご確認の上、提出をお願いします。

【問い合わせ先・提出先】

福山市障がい福祉課 事業者指定・指導担当
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
電話 (084) 928-1261 FAX (084) 928-1730